

京都市保育所条例の一部を改正する条例(平成22年3月26日京都市条例第57号)(保健福祉局子育て支援部保育課)

京都市松ノ木保育所及び京都市桂坂保育所については、本市が設置し、指定管理者に管理を行わせる保育所として運営してきましたが、保育所を取り巻く社会環境の変化に対応するため、施設の設置者を民間事業者とすることで効率的かつ効果的な保育の実施を図る必要があることから、これらを廃止することとしました。

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第 51 号

京都市保育所条例の一部を改正する条例

京都市保育所条例の一部を次のように改正する。

別表京都市松ノ木保育所及び京都市桂坂保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部保育課)